



五 條

www.city.gojo.lg.jp

4 NO.711
平成20年4月
APRIL 2008

CONTENTS 4月号・目次

議会 市政の報告	2
議決された議案	6
五條ニュース	10
くらしのメモ	12
国際交流	21
カルムの広場	22
おしらせ	25



市の木
(くすのき)



市の花
(ききょう)



ゴーちゃん
(五條市シンボルキャラクター)

議会 施政方針

五條市長 吉野 晴夫



平成20年第1回定例会が3月3日に開会され、同6日に吉野市長が平成20年度の施政方針を発表しました。

本日ここに、平成20年度予算案をはじめ多数の重要案件を提案して、ご審議をお願いするにあたり、新年度における重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

行財政改革

まず最初に、平成20年度の最重要施策である「行財政改革」の取り組みについて申し上げます。平成18年度から行財政改革の推進を最重要課題と位置付け、「五條市新行政改革大綱」および「五條市集中改革プラン」を策定し、補助金、委託料、普通建設事業など、すべての事務事業について、見直しを行ってまいりました。平成20年度におきましても、引き続き、機構改革をはじめとして、職員定数の大幅な削減、都市公園を含む3施設の指定管理者制度の導入、土地開発公社健全化等、様々な改革に取り組み、その成果が期待されるところであります。

また、財政健全化計画に基づき、平成19年度から平成21年度までの3年間に限り、年利5パーセント以上の事業債の借り換えが国で認められ、これにより3年間の借り換え額は、一般会計で4億3,000万円、簡易水道事業で7,000万円、下水道事業で16億円および下水道事業で7億6,000万円、合計28億6,000万円を予定しております。その財政効果額は6億円を見込んでおります。

更に、平成20年度におきましては、現在、試行的に実施しております725の事務事業評価に加え、施策レベルからの評価

も取り入れ、限られた財源、人材等の資源を有効に活用する行政評価システムを構築することにより、改革を着実なものにすると共に、市民の視点に立った簡素で効率的な行政経営を目指して、徹底した行財政改革を断行してまいります。

新五條市総合計画

次に、将来のまちづくりを進める上で最も基本となる「新五條市総合計画」につきましては、平成18年度から計画策定業務に鋭意取り組んでいるところであり、平成20年度におきましても、継続して審議を行い、市民の誰もがここに住んで良かったと、実感できる五條市の指標となる計画を策定してまいります。

ケーブルテレビ整備事業

次に、「ケーブルテレビ整備事業」の取り組みについて申し上げます。この事業は、平成23年7月から完全移行する地上デジタル放送への対応並びにインターネット環境の地域情報格差是正を目的としております。事業の進め方といたしましては、国の交付金や県補助金の財政支援を賜りながら、これまでケーブル株式会社を活用した事業の実施を予定しており、4月から加入率90パーセント以上の確保を目指し、地域住民への説明会を計画しております。

今後は、行政と地域住民が一体となった事業として取り組んでまいりたいと考えております。

携帯電話の通信エリア拡大

次に、「携帯電話の通信エリア拡大」への取り組みにつきましては、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。とりわけ高齢者が多い山間地域などにおける緊急事態等への対応を考えますと、地域間の情報通信格差の是正が非常に大切であり、今後も、民間通信事業者に対して通信エリア拡大の要望活動を積極的に行ってまいります。

公共交通対策

次に、「公共交通対策」の取り組みについて申し上げます。昨年11月の地域公共交通会議における再編計画に基づき、4月から路線バスが休止となる地域におきましては、デマンド方式の乗合タクシー並びにへき地患者輸送車を活用した代替交通を運行してまいります。また、大塔地区のふれあいバスにつきましても、デマンド方式による有償運行を予定しております。

これに伴いまして、五條市生活バスの運行に関する条例の制定について、今議会でご審議をお願いするものであります。今後も引き続き、地域住民、特に高齢者や児童・生徒など交通弱者に配慮した、生活交通のあり方について検討してまいります。

陸上自衛隊駐屯地の誘致

次に、「陸上自衛隊駐屯地の誘致」につきましては、これまで

施政方針

に昨年12月に防衛省への要望活動、2月に自衛隊奈良地方協力本部への要望活動、徳島県阿南市および高知県香南市への視察を行いました。

今後引き続き、駐屯地誘致の実現に向け、防衛省および関係機関へ精力的に要望活動を行ってまいります。

道路行政

次に、「道路行政」の取り組みのうち、国道24号拡幅整備につきましましては、本陣交差点から市役所下交差点までの1工区が、平成20年度から、いよいよ工事に着手されます。また、市役所下交差点から裁判所下までの2工区につきましましては、引き続き、国と一体となり用地交渉を行ってまいります。更に、3工区の設計および補償物件調査が行われる予定であります。

次に、地域高規格道路五條新宮道路(五條市域)につきましましては、県において、本陣交差点から五條インターまでを先行して事業化が進められますことは、ご案内のとおりであり、事業の早期実現に先がけて都市計画決定を行うため、県および関係機関に強く働きかけてまいります。次に、京奈和自動車道につきましましては、引き続き、大和・御所道路における御所区間の早期開通に向け、強く働きかけてまいります。

一方、市道岡7号線の改良工事につきましましては、全線330メートルの整備を精力的に行ってまいります。

また、市道中之今井線の改良工事につきましましては、今後も精力的に用地交渉を行い、全線1,400メートルの早期整備に取

り組んでまいります。

街なみ環境整備事業

次に、新町地区の「街なみ環境整備事業」につきましましては、平成19年度で終了となっております。また、修景施設整備補助事業は、これまで57件の施設を整備し、歴史的な風情のある町並みとなってまいりました。

今後は、文化財保護の観点で地区全体の景観保存を図るべく、重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けて、鋭意努力してまいります。

公園整備事業

次に、「公園整備事業」のうち、五條中央公園につきましましては、今後も引き続き、火葬場から吉野川河川敷までの公園西側の整備を、平成21年度の完了を目標に進めてまいります。

次に、上野公園多目的グラウンド人工芝改修工事につきましましては、スポーツを通しての青少年健全育成、生涯スポーツおよびレクリエーション活動の場を提供できる魅力ある施設づくりを図るべく、平成20年度におきまして、多目的グラウンドの人工芝化の整備を行ってまいる所存であります。

また、平成21年7月下旬から8月中旬にかけて、奈良県を中心に開催されます、「全国高等学校総合体育大会」のサッカー予選会場として使用されることもあり、公園全体の活性化にも繋がるものと考えております。

次に、(仮称)金剛山麓野鳥の森公園整備事業について申し上げます。事業の第一目的は、土地開発公社の経営健全化を図る

ことでありました。昨年1月に概ね10年間で土地開発公社の保有土地を処分する計画を策定し、その一つが本事業であります。平成20年度予算案におきまして、土地開発公社の用地購入費を計上し、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

更に、施設の有効利用と管理費の削減を図るべく、市で管理している上野公園、阿田峯公園および5万人の森公園の指定管理者制度の導入に向け、これまでに募集要項、仕様書の配付を行い、2月15日に現地説明会を終えたところであります。

今後の予定といたしましては、5月に選定委員会において管理者を決定し、6月議会におきましてご審議・ご議決を賜り、10月から指定管理者による管理・運営を開始してまいりたいと考えております。

地籍調査事業

次に、「地籍調査事業」につきましましては、現在調査を進めております5地区に加え、平成20年度から新たに、山田町・原町の各一部、金窪町の一部、本町1丁目、3丁目・須恵1丁目の各一部、今井3丁目および西吉野町茄子原・平雄の各一部の5地区の調査を実施する予定であります。

みどり園大規模改修事業

次に、「みどり園大規模改修事業」につきましては、施設の延命化および環境保全を図るべく、焼却施設、排煙施設などの改修工事を、平成20年度から3か年事業で行ってまいります。

改修工事にあたりましては、市民の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう、工事並びに処理業務を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

下水道事業

次に、「下水道事業」の取り組みについて申し上げます。本市の公共下水道普及率は、本年度末で55パーセントに達する見込みであります。

平成20年度におきましても、引き続き、市街地を中心とした整備区域の拡大に取り組むと共に、水酸化促進を図るべく、精力的に戸別訪問を行い、市民の皆様のご理解とご協力を求めてまいります。

住宅行政

また、野原地区の県流域下水道事業につきましましては、平成22年度末の完成に向けて計画的に事業が進められております。

次に、「住宅行政」の取り組みについて申し上げます。入居者の火災による被害の軽減を図るべく、住宅用火災警報器の設置を計画的に行ってまいります。また、住宅使用料の徴収につきましましては、貴重な財源確保を図るべく、精力的に取り組んでまいります。

更に、市営住宅の耐震化を図るべく、平成20年度におきまして、今井団地および東田中団地の1・2号棟の耐震予備診断を実施してまいります。

人権行政

次に、「人権行政」の取り組み

について申し上げます。これまでに、地域間交流や世代間交流の拠点となる「五條市人権総合センター」の建設事業に取り組みでまいりました。地元の皆様のご理解とご協力を得まして、昨年11月末に完成し、1月から運用しておりますことはご案内のとおりであります。

今後は、当センターを拠点に同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の撤廃を発信すると共に、機能充実を図ってまいります。

また、市がこれまでに取り組んでまいりました諸施策について、その成果や課題を明らかにし、優しさとぬくもりのある五條市、あらゆる人権問題のないまちづくりへの構築を図るべく、人権に関する市民意識調査を実施してまいりました。平成20年度におきましては、市民の皆様のご理解とご協力により得ました貴重な調査結果を基に、「人権施策に関する基本計画」の策定に取り組んでまいります。

農 林 業 施 策

次に、「農林業施策」の取り組みについて申し上げます。本市は、農業と林業が重要な産業となっております。本市中央部の丘陵地域におきましては、柿や梅などの果樹が栽培されており、特に国営五條吉野土地改良事業による造成地域は、全国有数の柿の優良産地であります。市全体の生産量にいたっては、全国第1位を誇り、この「生産量 日本一の柿」をJAならけんなど関係機関と連携を密にしながら、全国に普及してまいります。

また、五條地域におきまして

は、水田農業が中心の労働集約型農業であります。担い手の高齢化等による遊休農地対策や新規就農者の促進等を図るべく、農地取得の下限面積の引き下げを行い、農地の権利移動による地域農業の活性化と振興を推進してまいります。

更に、農業の生産性の向上を図るべく、平成20年度から5か年事業で、山陰地区のほ場整備に取り組んでまいります。

一方、林業につきましては、森林環境税や補助事業を活用して森林の持つ機能増進を図り、元気な森林づくりを推進してまいります。また、林業の生産活動の活性化と振興を図る林道整備につきましても、精力的に取り組んでまいります。

観 光 行 政

次に、「観光行政」の取り組みにつきましましては、宇井地区における国道168号の復旧工事が終了し、今月18日から開通されることとなりました。今後、観光客の増加が期待され、更なる観光客の誘致を図るべく、豊富な観光資源を最大限に活かした観光ルートの整備に精力的に取り組んでまいります。

福 祉 ・ 保 健 行 政

次に、「福祉・保健行政」の取り組みのうち、高齢者福祉につきましましては、第5期老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の策定委員会を設置し、平成21年度から平成23年度までの高齢者施策の検討を進めると共に、更なる高齢者福祉サービスおよび介護サービスの充実を図ってまいります。

次に、障害者福祉につきましては、「五條市障害者基本計画・五條市障害者福祉計画(第1期)」に基づき、充実した支援サービスおよび支援体制づくりに努めてまいります。また、平成21年度から平成23年度までの第2期計画の策定に取り組んでまいります。

次に、児童福祉につきましましては、平成17年3月に策定しました「五條市次世代育成支援行動計画(前期計画)」並びに、昨年6月に立ち上げました「五條市次世代育成支援対策地域協議会」での意見や見直し点等を踏まえながら、更なる子育て支援サービスの充実を図ると共に、平成22年度から平成26年度までの後期計画の見直し作業に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、昼間、保護者のいない家庭の放課後児童の健全育成を図るため、平成13年度から児童保育所を開設してまいりました。平成20年度から新たに今井区コミュニティセンターにおきまして、市内で6か所目となる「宇智子童保育所」を開設してまいります。

次に、国民健康保険および後期高齢者医療につきましましては、4月から国民健康保険をはじめとする医療制度が改正されることとなりました。主な内容としたしましては、現行の老人保健制度を廃止し、県下全市町村で構成される広域連合による、後期高齢者医療制度の実施であります。この制度の実施主体は、奈良県後期高齢者医療広域連合であります。相談窓口、資格関係の受付並びに保険料の収納等の業務につきましましては、各市町村が担当となります。本市と

いたしましては、広域連合と連携を図りながら円滑な事業の運用に努めてまいります。

これに伴いまして、五條市後期高齢者医療に関する条例の制定について、今議会でご審議をお願いするものであります。

また、医療費の適正化を図るべく、40歳以上の全被保険者を対象とした、特定健康診査および保健指導を実施してまいります。これは、昨今の食生活等、生活様式の変化に伴い増加する糖尿病、高血圧症、高脂血症といった生活習慣病の発症・重症化を未然に予防することで、市民の健康保持・増進を図り、医療費の増加を抑制するものであります。実施方法といたしましては、市内で開業の各医院に健診を委託すべく、現在、五條市医師会と鋭意協議中であります。西吉野・大塔地域につきましては、検診車を配して集団検診を実施してまいりたいと考えております。

(仮称)にしよしの健康増進・福祉施設整備

次に、「(仮称)にしよしの健康増進・福祉施設整備」につきましましては、昨年12月に建設準備委員会を設置し、これまでに協議や施設の視察を行ってまいりました。平成20年度予算案におきまして、測量・設計委託料を計上し、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

産 科 医 療 問 題

次に、「産科医療問題」につきましましては、平成18年4月からの県立五條病院に続いて、済生会

施政方針

御所病院、町立大淀病院が相次いで、産科の休診がなされてまいりました。これにより、県南部地域における産婦人科医療体制は、非常に深刻な状況に陥ってしまいました。市といたしましても、これまでに、県立五條病院の産科再開に向け、平成18年12月および昨年5月に県知事、県議会議長等に対して要望書を提出し、更に、機会あるごとに同様の要望を行ってまいりました。

先般、今春にも県立五條病院と橋本市民病院との医療連携体制により、県立五條病院の産科が再開されるという新聞報道がありました。市といたしましても、大変喜ばしく、また大いに期待するところであり、今後とも引き続き、本体制が早期に稼働され、県立五條病院の産科が再開されるよう、精力的に要望活動を行ってまいります。

教育行政

次に、「教育行政」の取り組みについて申し上げます。社会の急速な変化に伴い、いじめや不登校問題、学力の低下、児童虐待に代表される家庭教育の低下など、子供たちを取り巻く教育課題には大変厳しいものがあります。また、特別支援教育の導入、全国一斉の学力・学習状況調査の実施、小学校への英語教育の導入、学校評価の実施とその公表など、様々な教育改革の波が押し寄せてきております。これら教育課題の克服に向けて、平成20年度における学校・園の目標を「豊かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「教育の質の向上」と掲げたところであります。それぞれの学校・園の

教育活動の推進にあたっては、幼児・児童・生徒の「知・徳・体」の調和を図りながら、創意工夫と特色に満ちた「魅力と活力のある学校づくり」を、更に推し進められるよう、鋭意努めてまいります。

次に、「教育環境の整備」のうち、教育の情報化への取り組みにつきましては、すべての児童・生徒のICT（情報通信技術）活用能力の向上を図るべく、これまで、五條教育ネットワークシステム構築事業を行ってまいりました。

今後は、初・中等教育における情報活用能力の育成を図るべく、効果的なICT活用により情報教育の更なる充実に取り組みたいと考えております。

また、学校施設の耐震化につきましては、児童・生徒の安全を確保するため、建物の耐震補強改修工事を行ってまいりました。平成20年度におきましては、五條中学校および五條東中学校の耐震診断を行う予定であります。

水道事業

次に、「水道事業」の取り組みのうち、上水道事業につきましては、公営企業健全化計画に基づき、平成19年度から平成20年度までの2年間に限り、年利6パーセント以上の事業債の借り換えが国で認められました。これにより、繰り上げ償還を行い、公営企業財政の長期安定化に資すると共に、民間委託の一部見直しや上水処理の効率化等を推進し、水質基準に適合した安全で低廉な水道水を安定的に提供できるように、鋭意取り組んでま

まいります。

次に、簡易水道事業の取り組みにつきましては、白銀南地区での水道未普及地域解消整備事業が完了し、4月から試験給水を行い、順次、本格給水に移行する予定であります。事業の完成により、西吉野町唐戸ほか3自治会約64戸、160人および公共施設等が水道の恩恵に浴していただけのこととなります。

今後も引き続き、白銀北地区の統合整備並びに城戸・陰地区の水道未普及地域解消整備を計画的に行うと共に、辻堂地区の水道未普及地域解消事業につきましても、実施設計・用地買収等に着手してまいりたいと考えております。

防災・消防行政

最後に、市民の生命と財産を守る「防災・消防行政」の取り組みのうち、救急業務につきましては、毎年増加する救急需要に対応するため、メディカルコントロール（医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質の保証体制のもと、救急救命士の養成や医療研修の充実を図り、救急隊員の資質の向上に努めると共に、市民に対して普通救命講習を実施し、応急手当の普及啓発並びに救命処置の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、予防業務につきましては、大切な文化財を後世に引き継ぐうえで、火災等の災害に遭わないよう、1月23日からの文化財防火週間に文化財建造物の立入査察や、大型店舗等にも随時、立入査察を実施するなど、火気の取り扱いや消防用設備等の維持管理並びに防火管理体制

の強化に努めてまいりました。

また、住宅用火災警報器の設置につきましては、既存住宅には平成21年5月末まで猶予期間はありませんが、地域における消防訓練等の機会に早期の設置を指導してまいれる所存であります。

次に、防災対策につきましては、近年、大型台風や局地的な集中豪雨により、全国各地で土砂災害が頻発しております。幸い県内では大規模な災害は起きておりませんが、県内には8,000か所を超える土砂災害危険区域があります。これまで県事業により砂防事業や急傾斜地対策事業などが実施されてまいりましたが、ハード対策だけでは住民の安全が守れないことから、ソフト対策にも取り組まれることとなりました。現在、県におきまして、土砂災害警戒区域の指定に取りかかっており、本市におきましても現地調査が進められております。

更に、2月から県内でも「土砂災害警戒情報」の運用が開始されたところであり、土砂災害の危険度が高まった市町村に対し、気象庁と県が共同して発表する情報を、テレビやラジオ、インターネットなどを通して、早期に得ることが可能となりました。

市の取り組みといたしましては、平成20年度において、土砂災害や洪水の危険性、地震の揺れやすさなど、防災に関する情報や日ごろからの備えなどを記した「防災のしおり」を、市内各戸に配布し、市民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。



議決された議案

■条例等

【制定】

▼生活バスの運行に関する条例

公共交通の再編計画に基づき、道路運送法第78条第2号の規定による家用自動車(生活バス)の有償運送を行うため。(20年4月1日から施行)

▼後期高齢者医療に関する条例

後期高齢者医療制度が創設されるため。(20年4月1日から施行)

▼野原東住民センター条例

人権総合センター条例制定に伴う制定。(公布の日から施行)

【一部改正】

▼行政組織条例

機構改革として上下水道部を設置。(20年4月1日から施行)

▼監査委員に関する条例

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されるため、健全化判断比率及び資金不足比率等の審査事項を加える。(20年4月1日から施行)

▼職員の育児休業等に関する条例等

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の整備。(一部の改正規定を除き20年4月1日から施行)

▼特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例

機構改革として中央公民館長の項を削除。(20年4月1日から適用)

▼道路占用料に関する条例

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用料の額を改定。(20年4月1日から施行)

▼準用河川管理条例

奈良県流水占用料等に関する条例の改正に伴い、占用料の額を改定。(20年4月1日から施行)

▼法定外公共物の管理に関する条例

道路占用料に関する条例の改正に伴い、占用料の額を改定。(20年4月1日から施行)

▼公有財産の使用料に関する条例

道路占用料に関する条例の改正に伴い、使用料の額を改定。(20年4月1日から施行)

▼学童保育所条例

宇智学童保育所が新設されるため。(20年4月1日から施行)

▼児童遊園地設置条例

大津児童遊園地が新設され、火打児童遊園地が廃止されるた

め。(公布の日から施行)

▼老人医療費助成条例等

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、奈良県老人医療費助成事業補助金交付要綱等が改正されるため。(20年4月1日から施行)

▼国民健康保険条例

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う制度間調整等を図る。(20年4月1日から施行)

▼応急診療所条例及び大塔診療所条例

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、診療料の算定方法を改正。(公布の日から施行)

▼水道事業の設置等に関する条例

機構改革として水道局を上下水道部に改める。(20年4月1日から施行)

▼上水道事業給水条例

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整備。(20年4月1日から施行)

▼消防事務に関する手数料条例

証明手数料の改正。(20年4月1日から施行)

▼議会委員会条例

常任委員会の所管等の改正。(20年4月1日から施行)

■予算

▼19年度補正予算

▼一般会計(第5号)

給与改定及び異動等に伴う人件費の追加

▼一般会計(第6号)

退職手当、生活保護国庫負担金精算返還金、障害福祉費等の追加

▼国民健康保険特別会計(第2号)

給与改定及び異動等に伴う人件費の追加

▼国民健康保険特別会計(第3号)

保険給付費等の追加

▼簡易水道特別会計(第3号)

給与改定及び異動等に伴う人件費の追加

▼老人保健特別会計(第1号)

総務費の追加

▼下水道事業特別会計(第2号)

繰上償還金、流域下水道費の追加

議決された議案

流域関連公共下水道事業費の繰越 439,700千円を増額

▽介護保険特別会計(第2号)

給与改定及び異動等に伴う人件費の追加 239千円を増額

▼介護保険特別会計(第3号)

総務費の追加 4,940千円を増額

介護保険システム改修事業費の繰越

▼水道事業会計(第1号)

企業債償還金 224,689千円を増額

【20年度当初予算】

▼一般会計修正案

(否決)

一般会計(原案) 17,938,000千円

国民健康保険特別会計 4,263,000千円

簡易水道特別会計 512,500千円

老人保健特別会計 622,000千円

下水道事業特別会計 1,795,000千円

墓地事業特別会計 1,860千円

介護保険特別会計 3,023,000千円

大塔診療所特別会計 53,200千円

農業集落排水事業特別会計 2,100千円

後期高齢者医療特別会計 396,400千円

水道事業会計 738,559千円

資本的支出 876,406千円

■人事

▼公平委員会委員の選任

下村房夫(しもむらふさお)さん(原町)の選任に同意

(任期:24年3月31日まで)

▼教育委員会委員の任命(2件)

(否決)

■選挙

▼選挙管理委員会委員等の選挙(指名推薦)

【委員】

犬飼正志(いぬかいまさし)さん(相合町)

芳田秀樹(よしただひでき)さん(靈安寺町)

宮下太佑(みやしたたいすけ)さん(野原西2丁目)

熊代敬三(くましろうけいぞう)さん(西吉野町奥谷)

(任期:24年3月31日まで)

【補充員】

古林良平(こばやしりょうへい)さん(五條2丁目)

瓦谷啓次(かわらたにけいじ)さん(野原西3丁目)

宮倉靖幸(みやくらやすゆき)さん(田園4丁目)

和所佐保子(わしよさほこ)さん(中之町)

(任期:24年3月31日まで)

■その他

▽訴えの提起

第三者異議の訴え及び強制執行停止の申立て

▼市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査経費について

所要の経費を90万円以内とする。

■報告

20年度土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告

20年度大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告

■意見書・決議

意見書2件を可決し、内閣総理大臣をはじめ関係大臣等に提出

・道路特定財源の確保に関する意見書

・割賦販売法の改正を求める意見書

■決議

・監査及び結果報告を求める決議

岡中継施設築造工事の計画中止に関する事項

※備考

1 条例等議案の名称は簡略にしています。

(例)

・五條市立児童遊園地設置条例→児童遊園地設置条例

・平成20年度五條市一般会計補正予算(第5号)

↓一般会計(第5号)

2 ▽は、専決処分した議案です。

※ 五條市議会のホームページに定例会会議録を掲載しています。(本定例会会議録は、6月に掲載の予定です。)

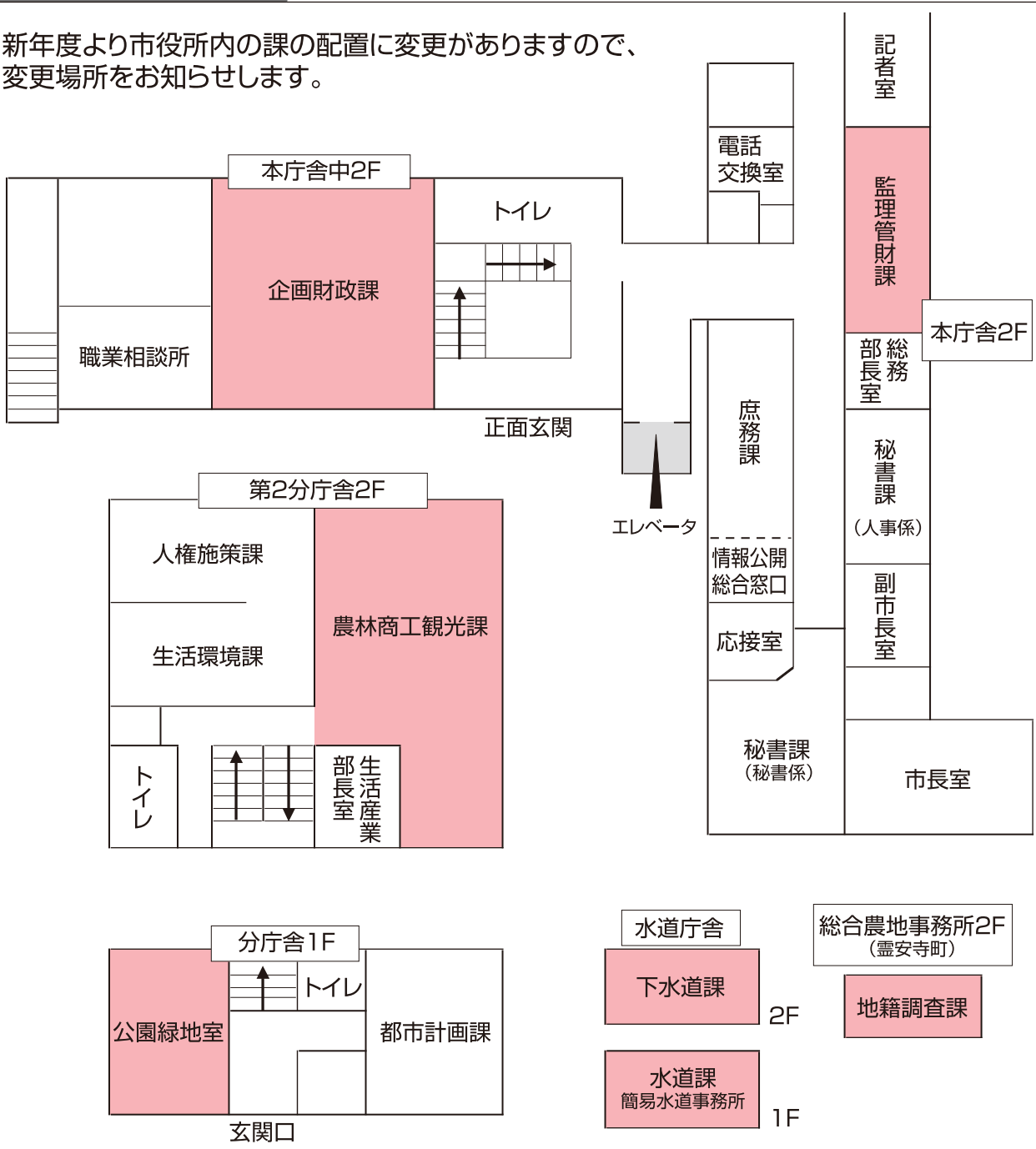
4月から市役所の組織が変わります！

機構改革により4月1日より課の移動等が行われています。皆様にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来といった社会構造の変化が進む一方、国・地方を取り巻く財政は極めて厳しい状況にあります。そのため、本市においては、合併によるスケールメリットを十分に生かした簡素で効率的な行政体へと変革するとともに、集中改革プランに定めた5年間で職員65人の削減を着実に達成するための組織機構改革を行いました。

主な配置図

新年度より市役所内の課の配置に変更がありますので、変更場所をお知らせします。



機構改革の概要

部の再編

▽上下水道部を新設します

事務事業の効率化および緊急時における対応力アップを図るため、現行の水道局と下水道課を統括する「上下水道部」を新設しました。

市長公室

▽「人事課」を「秘書課」に統合しました。

▽「監理管財課」を設置します。

「監理課」と「財政課」の管財係を統合し、「監理管財課」としました。

入札業務の適正化・一元化および保有する財産等の効率的かつ効果的な監理を充実・強化します。

▽「市民相談室」を「庶務課」に統合しました。

総務部

▽「企画調整課」と「財政課」の財政係を統合し、「企画財政課」としました。

行財政改革の推進と予算の重点化を図ります。

都市整備部

▽「公園緑地課」を「都市計画課」に編入し、「公園緑地室」を設置しました。

▽「市街地整備室」を新町地区街なみ環境整備事業の完了に伴い廃止しました。

▽「地籍調査課」を新設し、地籍調査の強化・推進を図ります。

生活産業部

▽「農林課」と「商工観光課」を統合し、「農林商工観光課」としました。

▽「農林商工観光課」に「柿振興室」を新設し、日本一の柿の振興を図ります。

西吉野支所

▽「西吉野支所」の3課を2課に再編し、「住民厚生課」と「地域振興課」としました。

大塔支所

▽「大塔支所」の2課を1課に統合し「市民生活課」としました。

消防本部

▽「警防課」と「救急救助課」を統合し、「警防救急課」としました。

▽「大塔分署」を「消防署」が所管することとなりました。

教育委員会

▽「教育総務課」と「学校教育課」を統合し、「教育総務課」としました。

▽「五條文化博物館」を「文化財課」に名称変更し、重要伝統的建造物群保存地区事業を推進します。

咲かせよう文化の花をいつまでも

西吉野ふれあい文化祭



発表の部門(群読)



町内保幼小中作品の展示



模擬店

第3回西吉野ふれあい文化祭が西吉野コミュニティセンターを主会場に、3月1日・2日の2日間開催されました。

西吉野地区では文化祭の季節である秋は農繁期のため、例年この時期に行われており、舞台発表や西吉野地区の住民や幼保園児、小中学生制作の作品展示、おでんやぜんざい、たこ焼きなどの模擬店が出店されました。天候にも恵まれたたくさんの市民が訪れ、にぎわいました。

市民に火災予防を呼びかけ

消防団防火パレード

五條市消防団は春季火災予防運動週間中の3月2日に市内一周防火パレードを実施しました。

春は空気が非常に乾燥し、火災が発生しやすい気象状態であることから消防車両21台が各方面隊別にパレードを実施し、市民に火災予防を呼びかけました。





お年寄りと交流する会メンバー

花咲寮でお年寄りと交流

風のつばさの会

2月24日に青少年ボランティアグループ「風のつばさの会」(山本茉綾会長)が市立養護老人ホーム花咲寮を訪問し、入所しているお年寄りの皆さんと交流しました。この訪問は毎年実施しており、今回も2か月前から準備をし、ゲームやフォークダンスなどをして最後は全員で「ふるさと」を歌い楽しい時間を過ごしました。

《風のつばさの会会員募集中》

中高校生が主体(大学生まで)でボランティア活動等に理解のある人

■問合先 青少年センター ☎24・3004

白熱した攻防

体育指導委員杯グラウンド・ゴルフ大会

上野公園多目的グラウンドで平成19年度五條市体育指導委員杯グラウンド・ゴルフ大会が3月2日に開催されました。

清々しい春の陽気の中、参加選手のレベルも毎年高くなってきており白熱した攻防が繰り広げられました。

結果は次のとおりです。

▽Aゾーン	【優勝】	一の町チーム	(233点)
	【準優勝】	本町会Aチーム	(234点)
	【3位】	堺筋町チーム	(247点)
▽Bゾーン	【優勝】	居伝町Bチーム	(243点)
	【準優勝】	和幸会チーム	(244点)
	【3位】	東寄足自治会Aチーム	(245点)
▽Cゾーン	【優勝】	ひまわりクラブAチーム	(235点)
	【準優勝】	ひまわりクラブBチーム	(235点)
	【3位】	丹原さくら会	(241点)



熱戦が繰り広げられる

五條市代表チーム6位入賞

第3回市町村対抗子ども駅伝大会

河合町馬見丘陵公園において3月8日、第3回市町村対抗子ども駅伝大会が開催されました。吉野川ジュニア駅伝大会と併せて行われた予選会で選ばれた次のメンバーが五條市の代表として出場し、35市町村中、第6位に入賞、3区で森谷公亮君が区間賞を記録しました。(敬称略)

梶本 葵 (五條小学校)
 篠原 知恵子(五條小学校)
 谷口 勇太 (五條小学校)
 津地 ひかり(阪合部小学校)
 櫻井 千紘 (阪合部小学校)
 延原 菜月 (牧野小学校)
 右馬 綾 (牧野小学校)

大谷 奎 (牧野小学校)
 富本 諒 (牧野小学校)
 森谷 公亮 (北宇智小学校)《区間賞》
 坂上 泰介 (北宇智小学校)
 赤堀 勝輝 (北宇智小学校)
 竹林 和馬 (野原小学校)

国民健康保険税 年金から特別徴収(天引き) について

平成20年10月から、次の対象となる人の国民健康保険税については、公的年金から特別徴収(天引き)します。

対 象

- ・世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上の世帯主(擬制世帯主を除く)で、
年額18万円以上の年金受給者

介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合は、特別徴収を行いません。
口座振替で今までどおり確実に収納が見込まれる人や75歳到達まで2年未満で滞納のない人などについては、特別徴収を行わない場合もあります。

公的年金からの天引きの対象となる人には、詳しい内容が決まり次第、郵便でお知らせします。

上記対象以外の方は、今までどおり変更はありません。

平成20年度の国民健康保険税の納期および特別徴収

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
期 別	1期 全期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
特別徴収 対象者	1期	2期	3期	年金 天引き		年金 天引き		年金 天引き

※特別徴収対象者の人は、7月、8月、9月については、今までどおり納付書での納付となり、10月の年金から特別徴収を行います。

後期高齢者医療制度に伴う激変緩和措置

後期高齢者医療制度に伴い、平成20年4月から、75歳以上の人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、75歳未満の国民健康保険の被保険者の税負担を緩和するため、次のような措置がとられます。

○世帯員数が減るに伴い

低所得で国保税の軽減を受けていた世帯において、国保から後期高齢者医療制度に移って世帯員数が減少しても、今までと同じ軽減が5年間受けられます。

※夫婦2人世帯で、国保から1人が後期高齢者医療制度に移ると、国保の世帯員数は減るが、軽減計算上世帯員数をそのままとする措置。

○国保の単身世帯となるとき

世帯員のうち、国保から1人が後期高齢者医療制度に移り、残った国保の被保険者が1人となった場合、5年間平等割が半額となります。

※夫婦2人世帯で、国保から1人が後期高齢者医療制度に移り、国保の単身世帯となると、国保の平等割を半額とする措置。

○社会保険などの被扶養者から国保に移った場合

前期高齢者(65歳から74歳まで)で、被用者保険(社会保険など)の被扶養者であった人が、国保に移った場合、2年間、所得割、資産割は課税せず、軽減(7割・5割軽減)該当者を除き、均等割を半額、旧被扶養者のみの世帯は、平等割も半額となります。

※被用者保険(社会保険など)に加入されていた人が後期高齢者医療制度に移り、その被扶養者であった人が、扶養をはずれ、国保に加入された場合、2年間は所得割、資産割は課税されず、軽減該当者を除き、均等割を半額、旧被扶養者のみの世帯は、平等割も半額とする措置。

■問合せ先 保険課保険税係 ☎(内線266、368)

住民票・戸籍謄抄本などの交付請求時に 本人確認書類の提示が必要です

戸籍法・住民基本台帳法の一部改正に伴い、虚偽の交付請求を防止し、市民の個人情報を守るため、住民票の写し・戸籍謄抄本などの交付請求時に、窓口に来られた人の本人確認を実施します。

交付請求の際は、本人であることが確認できる次の書類の提示が必要となりますので持参してください。

なお、同一世帯外・同一戸籍外(第三者)の方が交付申請する場合には交付対象者からの委任状が必要になります。また申請者(第三者)の本人確認も行いますので下記の書類を併せて持参してください。また、提示の際は必要とする明確な理由を求めます。(場合によっては資料の提示を求めます。)

ご理解とご協力をお願いします。

■実施開始日 5月1日(木)

■本人確認のための書類一覧

	本人確認の種類	
ア	■運転免許証 ■旅券(パスポート) ■船員手帳 ■海技免状 ■小型船舶操縦免許証 ■猟銃・空気銃所持許可証 ■戦傷病者手帳 ■宅地建物取引主任者証 ■電気工事士免状 ■無線従事者免許証 ■住民基本台帳カード(顔写真付) ■官公庁が発行する証明書および各種免許証等(顔写真付) ■療育手帳 ■身体障害者手帳 ■外国人登録証明書	1種類を持参してください
イ	■国民健康保険証 ■健康保険被保険証 ■船員保険証 ■共済組合員証 ■介護保険被保険証 ■国民年金手帳(または証書) ■厚生年金手帳(または証書) ■共済年金証書 ■恩給証書 ■印鑑登録証明書 ■クレジットカード ■キャッシュカード ■預金通帳	2種類を持参してください
ウ	■学生証 ■社員証(法人が発行した身分証明書) ■公の機関が発行した資格証明書(顔写真付き)	(イ)+(ウ)の2種類を持参してください

■問合せ 市民課 ☎(内線262)

4月から 証明書発行等の手数料を改定しました

これまで五條市では、行政全般の経費節減を行うなか、財政健全に向け、安定した自主財源の確保に鋭意努力を重ねてきました。

今回の手数料改定については、受益者負担の原則にのっとり行政サービスのあり方について検討した結果、行財政改革の一環として4月1日より、次のとおり手数料を改定しました。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

証明書の種類	旧手数料(円)	新手数料(円)	担当課
住民票の写しの交付(広域交付含む)	200	300	市民課
住民票記載事項証明書	200	300	市民課
戸籍の附票の交付	200	300	市民課
住民基本台帳の閲覧	200	300	市民課
外国人記載事項証明書	200	300	市民課
外国人登録原票の写し	200	300	市民課
印鑑登録証明書	200	300	市民課
印鑑登録証の再交付	-	300	市民課
認可地縁団体印鑑登録証明	200	300	庶務課
認可地縁団体に関する証明	200	300	庶務課
固定資産課税台帳登録事項証明	200	300	税務課
固定資産課税台帳閲覧	200	300	税務課
課税証明	200	300	税務課
納税証明	200	300	税務課・保険課
公文書および公簿の閲覧等	200	300	税務課
図面の閲覧・照会	200	300	税務課
その他手数料	200	300	各課

■各支所(西吉野・大塔支所)でも引き続き証明書等の発行を行っています。

■詳細については、各担当課へ問い合わせてください。

福祉タクシー利用券を交付します

心身に障害のある人が、タクシーを利用した場合に基本料金を助成する福祉タクシー利用券を発行しています。
(1年度につき1回。24枚つづり)

タクシーは五條市が契約しているタクシーに限ります。利用できるタクシーについては問い合わせてください。

- 対象者 身体障害者手帳(1級または2級)
療育手帳(A判定) のいずれかを有している場合
- 手続に必要なもの 印鑑、身体障害者手帳 または 療育手帳
- 手続方法 市役所社会福祉課福祉係、西吉野支所住民厚生課、大塔支所市民生活課の窓口で手続を行います。
(代理の方でも結構です)
- 問合せ先 社会福祉課福祉係 ☎(内線209、299)
西吉野支所住民厚生課 ☎(内線17)
大塔支所市民生活課 ☎(内線20)

写真付きの精神保健福祉手帳で バス運賃が半額になります

- 開始日 4月1日(火)から
- 割引になる人 ①写真のついた精神障害者保健福祉手帳を持つ人(本人のみ)
②手帳1級の人は、介護者(1人)も対象になります。
- 割引の運賃 割引の計算は、普通片道運賃の2分の1で、10円単位に四捨五入します。
- 実施するバス事業所 奈良交通、エヌシーバス
※その他のバスについては、乗車時に確認してください。
- その他 写真のない手帳を写真のある手帳に変更を希望する場合は、有している手帳に本人の写真(脱帽正面、縦4cm×横3cm)を添え再交付申請してください。
- 申請・問合せ先 社会福祉課福祉係 ☎(内線209、299)
西吉野支所住民厚生課 ☎(内線17)
大塔支所市民生活課 ☎(内線20)

4月は

軽自動車税(全期)

の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

納期限は4月30日(水)です。

- 問合せ先
税務課徴収係 ☎(内線259、260)

老人憩の家 カラオケ送迎バスを運行します

■カラオケ送迎バス運行表

4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2 休	3	4	5
6	7	8	9 休	10	11	12
13	14	15 ○	16 休	17	18	19 ○
20	21 ○	22	23 休	24	25 ○	26
27	28	29 ○	30 休			

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2 ○	3
4	5 ○	6	7 休	8	9	10
11	12 ○	13	14 休	15	16	17 ○
18	19	20	21 休	22	23 ○	24
25	26	27	28 休	29	30	31

※○印のある日が運行日

■利用方法

- ▽送迎バスを利用する際は2日前(休館日の場合はその前日)までに予約を行ってください。
- ▽予約は氏名、電話番号、乗車場所を申し出てください。
- ▽乗車時間は予約状況により調整し、後日連絡します。なお帰りの便は午後3時に出発します。
- ▽予約のない場合は運休します。

■その他

- ▽開館は午前9時から午後5時まで(毎週水曜日は休館)
- ▽対象は60歳以上の人
- ▽貸館等利用のない場合のカラオケは、開放しています。(送迎バスなし・午前10時から午後3時まで)
- ▽マッサージ機等は、自由に利用できます。

■申込・問合せ先 老人憩の家 五條市霊安寺町2205 ☎23・0431



高齢者 こころの 健康相談

4月より、ものわすれ、認知症、うつ、ストレス等で特に高齢期にあらわれるこころの病について、毎月相談事業を行います。

うつは、心身両面に影響を与える病気で、早期に適切な治療的介入があれば、意欲低下等の影響が身体機能に及ばないように防止することができます。

認知症は、単なる「ものわすれ」ではなく、脳の変化により記憶等の知的機能が低下し、日常生活に支障をきたす病気です。早期に発見することで病気の進行を遅らせることができますと言われています。

高齢期だから・・・ 一時的なものだろう・・・ と判断せず
あなたのこころの健康について気軽に相談してください。

■精神保健福祉相談員、精神科医が相談(訪問)に応じます。

- ▽原則毎月第2・第4水曜日に実施します。精神科医は不定期です。
- ▽相談は予約制ですので、事前に次まで電話をお願いします。

■問合せ先 五條市地域包括支援センター(カルム五條内) ☎25・2640

国民年金保険料の 「学生納付特例制度」について

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。(本人の所得および在学する学校に一定の要件があります。なお、家族の所得の多寡は問いません。)

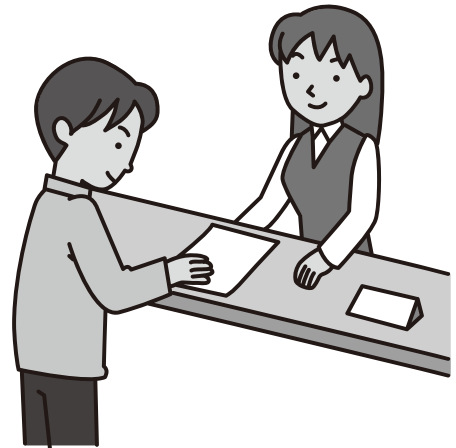
事故や病気等で障害が残った場合で、「障害基礎年金」を受けるためには、一定の保険料納付要件が必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様に当該要件の対象期間になりますので、万が一の時にも安心です。

申請手続 《毎年度、申請が必要です》

お住まいの市役所、町村役場の国民年金担当窓口で申請手続を行ってください。

▽お持ちいただくもの

年金手帳、在学証明書または学生証の写し、所得証明書(課税所得がある方で1月1日時点の住所と申請時点の住所が異なる場合)、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し(課税所得がある方で退職(失業)を理由に申請する場合)



※社会保険庁から学生納付特例申請書(はがき)を送付された方は、申請書(はがき)に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。(お住まいの市役所、町村役場での申請手続は不要となります。)

保険料の追納

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料納付済期間等が25年以上必要です。学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この25年以上という老齢基礎年金の受給資格期間には含まれることとなりますが、年金額の計算の対象となる期間には含まれません。

このため、将来、より多くの年金を受け取るために10年間のうちに保険料を納付(追納)することができます。(承認を受けた翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は猶予されていたときの保険料に一定の加算額が加わります。)

保険料を追納する場合は、納付書が必要となりますので社会保険事務所にお申し込みください。

※**経済的に余裕がある場合は、保険料を納付するほうがお得です。**

保険料の後払い(追納)は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。

経済的に余裕がある場合には、口座振替の早割制度、保険料の前納制度をご利用されることをおすすめします。

■問合先 大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531

国民年金保険料を『クレジットカード』でお支払いいただけます

国民年金保険料のクレジットカード支払いについて

- クレジットカード支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員に請求する方法です。
- ▽金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示、お支払いいただく方法ではありません。
 - ▽過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

お支払い方法

毎月支払い、1年分支払い(前納)、半年分支払い(前納)の3とおりのお支払い方法があります。

対象となる保険料等

- ▽お支払いいただける保険料は、「定額保険料」および「付加保険料込みの定額保険料」となります。(保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません。)
- ▽クレジットカード支払いは、口座振替割引が適用されません。
- ▽カード会社へのお支払回数は、1回払いのみとなります。(分割払いやリボ払い等のご利用いただけません。)

お申し込み方法

- ▽クレジットカード支払いをご希望の場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入のうえ、お近くの社会保険事務所へご提出ください。
- ▽「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」は、社会保険事務所、市役所、町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。郵送もいたしますので、お近くの社会保険事務所へご連絡ください。
- また、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)からもダウンロードできます。

ご利用いただけるクレジットカード

次のクレジットカードをご利用いただけます。

- ▽イオンクレジット
 - ▽NC日商連
 - ▽OMC
 - ▽OC
 - ▽Orico
 - ▽セゾン
 - ▽JCB
 - ▽ダイナースクラブ
 - ▽ジャックス
 - ▽セントラルファイナンス
 - ▽東急
 - ▽トヨタファイナンス
 - ▽日専連
 - ▽三井住友
 - ▽三菱UFJニコス
 - ▽モデルクレジット
 - ▽ヤフー
 - ▽ライフ
 - ▽UC
 - ▽VISA
 - ▽Master
- ※一部対象とならないカードもございます。詳しくはカード発行会社までお問い合わせください。

その他

- ▽3月1日以降に前納をお申し込みいただいた場合は、次の前納期(4月または10月)までは、毎月支払いとなる場合があります。
- お申し込み後、カード会社に確認を行い、ご利用いただけることが確認でき次第、お客様にカード支払い開始の通知をお送りします。
- カード会社への確認の結果、ご利用いただけない場合があります。なお、その際にご利用いただけない旨をご連絡するとともに、お申込前の支払い方法を継続させていただきます。
- カード名義人の続柄が本人・配偶者以外の場合、電話または文書で同意確認をさせていただく場合があります。

■問合先 大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531

市街地一斉泥上げを実施します

快適な生活環境づくりのため、恒例の市街地下水路泥上げを次のとおり行いますので、ご協力をお願いします。

■実施日 5月18日(日) 小雨決行(予備日なし)

※ 泥上げの地区と運搬車両の配車については、別表のとおり予定しています。午前8時より配車しますが、泥上げ積み込み作業については、各自治会の皆さんで行ってください。

なお、当日、家庭内ゴミ等は出さないよう特にお願いします。

■問合せ先 下水道課計画係 ☎(内線337)

■別表

場所	事業者	電話番号
本町1・2丁目	(株)南城工務店	☎22・4425
本町3丁目・有家住宅	窪建設	☎23・0194
五條1・2丁目	(株)松原建設	☎22・3441
新町1・2丁目	(株)神田建設	☎22・2057
新町3丁目・下之町	(株)高利建設	☎22・5151
二見JR線より北側	逢坂建設 誠陽建設(株)	☎24・2328 ☎22・2328
二見2・3・5丁目	(株)竹本工務店 高代建設	☎23・0460 ☎23・2504
二見1・4丁目	内原工務店 (株)田原建設	☎22・3533 ☎22・3591
須恵1・2・3丁目	(株)中多組 (株)寺本興産	☎22・0348 ☎22・3015
岡口1・2丁目	(株)福嶋工務店 竹本建設	☎22・3238 ☎22・3872

場所	事業者	電話番号
南岡	向陽建設	☎23・1443
今井1・2丁目	(株)松竹組	☎25・0782
今井3・4・5丁目	(株)高崎組 新城組	☎25・3566 ☎22・2561
野原西・野原中3丁目	山口工務店 堀口組	☎22・5753 ☎22・4388
野原中	松本組	☎22・0178
本部	大池建設 秋本建設(株) 喜多建設(株) (株)湊本工務店 向井建設	☎23・2781 ☎24・3333 ☎22・3614 ☎22・4754 ☎22・3587

五條市立図書館 祝日に一部開館します

五條市立図書館では祝日は閉館日としていましたが、開館要望がありましたので4月より図書館行事等に差し支えない月の祝日は一部開館します。

祝日の開館日および振替休館日は次のとおりです。

■祝日の開館日および振替休館日

祝日	振替休館日
4月29日(火) (昭和の日)	5月1日(木)
7月21日(月) (海の日)	7月18日(金)
11月3日(月) (文化の日)	11月4日(火)
11月23日(日) (勤労感謝の日)	11月25日(火)
12月23日(火) (天皇誕生日)	12月25日(木)
1月12日(月) (成人の日)	1月13日(火)
3月20日(金) (春分の日)	3月23日(月)

■問合せ先 市立図書館 ☎22・4133

平成20年春の交通安全県民運動 ただいま実施中

平成19年中の奈良県内交通事故状況は、人身事故が7,522件、負傷者は9,680人、交通事故による死者数は60人で、前年に比べ減少傾向ではあるもののいまだ悲惨な事故が後を絶ちません。

このような事故を未然に防ぐため、4月6日(日)から4月15日(火)までの10日間、平成20年春の交通安全県民運動が実施されています。

【運動の基本】

子どもと高齢者の交通事故防止

【運動の事項】

- ① 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

悲惨な事故を起こさないためにも、交通ルール・マナーを守るようにご家族、職場で呼びかけてください。

■実施主体 五條市役所・五條警察署

■問合せ先 庶務課生活安全係 ☎(内線362)

4月1日から五條警察署での 運転免許証の更新時講習日に変更になりました

■講習日 毎週月曜日(ただし休日を除く)

■講習時間

▽優良運転者

【午前の部】午前10時～10時30分

【午後の部】午後1時30分～2時

【午後の部】午後4時～4時30分

▽一般運転者

【午前の部】午前11時～正午

【午後の部】午後2時30分～3時30分

■受講方法 講習受講日は予約となります。毎週月曜日から金曜日(休日除く)の更新申請時に予約を受け付けます。講習日は、申請日からおおむね3回目の月曜日(休日除く)となります。

■問合せ先 五條警察署 ☎23・0110

第31回公民館祭 4月19日・20日に開催

中央公民館をはじめとする市内の各公民館に学ぶ人々が、この1年間の学習成果を発表・展示する「第31回公民館祭」を、中央公民館と市民会館で開催します。

■オープニングショー

- ▽日時 4月19日(土) 午前10時～10時20分
- ▽場所 市民会館
- ▽内容 ぼちぼち体操・ぼちぼちエアロ(中央公民館)

■公民館の集い

- ▽日時 4月19日(土) 午前10時30分～10時50分
- ▽場所 市民会館

■発表部門

- ▽日時 4月19日(土) 午前11時～午後3時
- 4月20日(日) 午前10時～午後3時20分
- ▽場所 市民会館
- ▽内容

- 19日** 《第一部》 子供朗読・民謡・三味線・大正琴・詩吟
 《第二部》 新舞踊・民踊・日本舞踊・クラシック協会・児童合唱
- 20日** 《第一部》 大正琴・銭太鼓・尺八・箏・女声合唱・混声合唱
 《第二部》 新舞踊・日本舞踊・朗読・詩吟・着付・吹奏楽

■展示部門

- ▽日時 4月19日(土)、20日(日)午前9時～午後4時
- ▽場所 中央公民館、市民会館
- ▽内容 中央公民館および地区公民館で活動する45クラブ・サークルの作品

■企画部門

- ▽日時 4月19日(土)、20日(日)午前9時～午後4時
- ▽場所 中央公民館、市民会館
- ▽内容 盆栽即売、中華料理、お茶席、サンドイッチ、コーヒー、たこ焼き、手作り雑貨一品持ち寄りバザー即売(都合により1日のみ)

■問合先 中央公民館 ☎24・2001



「近世の新町」③ —歴史的雄都の五條—

人の動きは、物の動きを反映します。今回は物の動きを辿ってみましょう。次の(A)表は、寛政8(1796)年10月4日～12月27日の期間に五條地域から紀州高野山寺領の村々へ売却された米の取引量を示しています(『橋本市史；近世史料1』)。全体の取引量が約832石余りと相当な量です。(A)表の中の<その他>の項

(A)	取引量	取引先
五條	582石	紀州の九度山、清水村、馬場村など
相谷村	13	
野原村	10	
火打ノ村	8	
表野村	4.8	
大津村	3.4	
黒駒村	0.8	
その他	223.3	
計	832.3	
備考	野原村以下黒駒村の5か村だけでは27石である。	

は、史料には和州とのみあって、寺領の村々が何処から購入したのか不明なのですが、大半は<五條>からだと推定されます。野原村～黒駒村の吉野川南村々の取引量が27石で少ないのですが、五條村に伝馬所が設置されていた関係上、川南村々の一部は、<五條>商人を介しての取引量582石の中に含まれていると想定されます。

次に、米商人についてです。史料には<五條商人>とのみあるのですが、五條村・二見村・須恵村・新町村などの商人を指している可能性が大きい。(B)表の榎野屋仁兵衛は、五條村商人です。文政13(1830)年の五條を通過する伊勢参りの群集への施行者の一人として史上に姿を見せています(『五條市史；史料』『西口町月行司』)。最大の取引量の犬飼屋儀右衛門も五條村商人と推測されます。河内屋儀兵衛については新町村の商人だと思われます。明和3(1766)年の柏田家文書の『絞油御請書』以降、明治4(1871)年の史料にまで何度も新町村の住民として史上に現れます。一方、

川南村々の商い人として「火打ノ村中西勝右衛門」「表野村新蔵」「黒駒村要助」などが居るのですが、その取扱量は<五條>の商人に比べると0.8石、1.6石などで多くはありません。

これから判断すると、五條地域の商品ルート上において、村レベルの範囲で小商い人が存在する一方、町場の<五條商人>のように地域全体の物資を集荷する商人も活動していたことが判明します。ところで、五條村には伝馬所が設けられていましたが、この伝馬所とそのテリトリーをめぐって、紀州橋本町や野原村など川南村々などと訴訟がしばしば発生しました。天明7(1787)年の全国を席卷した有名な天明の打ちこわしが五條村・新町村・野原村にも発生しましたが、その時野原村では米屋善蔵が打ちこわしの被害に遭っています。野原村にも相当な取引をする米商人が居たのです。(A)表の野原村10石は野原村茂平次が取引をしています。野原村の米商人は、<五條>の米商人に拮抗するような手広な商いをしていたと考えられます。詰まるところ、<村レベルを範囲とする><周辺の何か村かの村々を範囲とする><同業者が何軒も競合しつつ宇智郡全体や奥地までを範囲とする>、この3者の米商人の存在と活動を想定することができると思います。こうした存在を背景として、五條村・須恵村・新町村の3村の共同経営の特権的な伝馬所が存在したこととあいまって、諸荷物輸送の有利な活動を展開し、下市・上市を始めとした吉野郡や御所～国中方面との取引や、紀州橋本町を媒介とした河内国・大坂、城下町和歌山方面との商いの結節点の役割を果たしていたのが五條地域だったのでしょう。

五條商人名(B)	取引量
犬飼屋儀右衛門	193石
岡屋安兵衛	140石
二見屋次兵衛	100石
榎野屋仁兵衛	60石
小倉屋権右衛門	49石
住河屋万七	30石
河内屋儀兵衛	10石
計	582石

(新町と松倉豊後守重政400年記念事業実行委員会委員 藤井正英)

ALT



こんにちは
クリストファー・カリーク
外国語指導助手 (ALT)
です

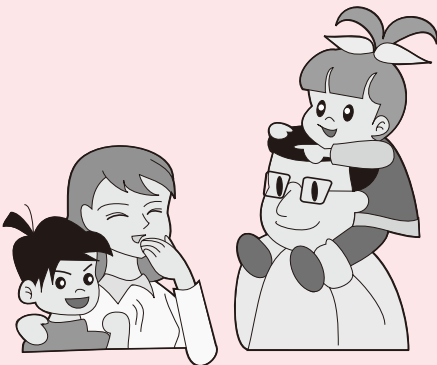
寒さを恐れず

日本に来ておよそ7か月たってから、この記事を書いています。この7か月で僕を取り巻く環境は、何と大きく変わったことでしょうか。気候はうだるような暑さから凍りつくような寒さに変わり、僕のアパートの温度も同じように変化しました。家の中での寒さが気にならなくなったなら、それは日本の生活に適応したということになるのでしょうかね。私はうれしいことに、ようやくその境地に達しました。

最近私は一大決心をして、岡山県西大寺の裸祭りに参加しました。これはただ、自分自身がどれだけ寒さに耐えられるかを知りたかったからです。言うまでもないことですが、フンドシとタビを身につけるだけのかつこうは寒い経験でしたが、私もいっしょに参加したほかのALTの仲間たちも全く平気でした。しかしそれも、宝木（しんぎ）が投げられるまでのことでした。気がついたときには真夜中、私たちは九千人もの裸の荒々しい湯気を立てている男たちのまっただ中にいました。正直に言えば、体がバラバラにならないで、生きて群衆の中から出られただけでもうれしかったです。確かにすごい経験でした。これも日本でしか味わえない多くの経験のうちの一つなんですよね。今、ひとつ経験したので、さらに多くのすばらしい経験を探し求めたいとワクワクしています。

*この記事は、ALTの書いた英文を訳したものです。
英語版は中央公民館にあります。

つないでいますか？ 親子のきずな 「新学期」がスタート



子どもたちは、夢と希望を胸に入学・進級を迎えます。この時期は、教科書や友達・先生が新しくなり、不安や緊張に包まれていることでしょう。

こんなときこそ、家族の理解、家族の愛情が欲しいものです。ぜひ、家族で暖かく支えてあげてください。

青少年センター ☎24・3004

保健福祉センターからのお知らせ

乳幼児対象

麻しんおよび風しん(MR)の予防接種

最近の麻しんの全国的な流行を受け、厚生労働省および地方自治体では、平成24年までに麻しんの排除を達成するという目標に向け、“麻しん排除への地域運動”を進めています。そのため、ワクチンの接種率を上げることが重要とされ、接種対象者を中学1年生および高校3年生とし、5年間の限定で拡大することになりました。接種日近くになりましたら対象者に通知しますので、注意書きを熟読し接種してください。

■予防接種の対象

- 【1期】生後12か月～24か月未満
- 【2期】小学校就学前
- 【3期】中学1年生相当年齢
- 【4期】高校3年生相当年齢

※なお、2～4期の対象は今回限定ですので注意してください。(例えば2期の対象で今回接種しない児が中学1年生になった時には接種できません)

■実施日程

実施予定日	平成20年度対象者			
4月14日(月)～ 4月26日(土)	平成19年 3月生	平成14年 4・5月生	平成7年 4・5月生	平成2年 4・5月生
5月19日(月)～ 5月31日(土)	平成19年 4月生	平成14年 6・7月生	平成7年 6・7月生	平成2年 6・7月生
6月16日(月)～ 6月28日(土)	平成19年 5月生	平成14年 8・9月生	平成7年 8・9月生	平成2年 8・9月生
7月14日(月)～ 7月26日(土)	平成19年 6月生	平成14年 10・11月生	平成7年 10・11月生	平成2年 10・11月生
8月18日(月)～ 8月30日(土)	平成19年 7月生	平成14年12・ 15年1月生	平成7年12・ 8年1月生	平成2年12・ 3年1月生
9月16日(火)～ 9月27日(土)	平成19年 8月生	平成15年 2・3月生	平成8年 2・3月生	平成3年 2・3月生

■麻しん・風しんの症状について

▽麻しん

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスの空気感染・飛沫感染・接触感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期(潜伏期間)が約10～12日続きます。その後症状が出始めますが、主な症状は、発熱、せき、鼻汁、めやに、赤い発しんです。症状が出始めてから3～4日は38℃前後の熱とせきと鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりがけたかと思うと、また39～40℃の高熱となり、首すじや顔などから赤い発しんが出はじめ、その後発しんは全身に広がります。高熱は3～4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

合併症を引き起こすことが30%程度あり、主な合併症には、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。発生する割合は麻しん患者100人中、中耳炎は約7～9人、肺炎は約6人です。**脳炎は約1,000人に1人の割合で発生がみられます。**

また、麻しんにかかると数年から10数年経過した後に亜急性硬化性全脳炎(SSPE)という重い脳炎を発生することがあります。これは、麻しんにかかった者のうち約10万人に1人の割合で見られます。

麻しん(はしか)にかかった人のうち、1,000人に1人程度の割合で死亡することがあります。

▽風しん

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染のよって発症します。ウイルスに感染してもすぐには症状が出ず、約14日～21日の潜伏期間がみられます。その後、麻しんより淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどが主な症状として現れます。また、そのほかに、せき、鼻汁、目が赤くなる(眼球結膜の充血)などの症状がみられることもあります。子供の場合、発しんも熱も3日程度で治ることが多いので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風しん患者約3,000人に1人、脳炎は風しん患者約6,000人に1人ほどの割合で合併します。大人になってからかかると子供の時より重症化する傾向が見られます。

妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気になる、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

■予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けた子供のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、麻しんや風しんにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めてまれですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、次のとおりです。

麻しん風しん混合ワクチンの主な副反応

(麻しんと風しんの予防接種を同時に実施するときに使用、通常このワクチンを接種します。)

主な副反応は、発熱(接種した者のうち20%程度)や、発しん(接種した者のうち10%程度)です。これらの症状は、接種後5~14日の間に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発しん、掻痒(かゆみ)などがみられることがありますが、これらの症状は通常1~3日でおさまります。ときに、接種部位の発赤、腫れ、硬結(しこり)、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、急性血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、こうくう口腔粘膜の出血等)、脳炎およびけいれん等が報告されています。

■問合せ先 保険福祉センター母子保健係(内線289)

おしらせ

4月から、健康診査の制度が変わります

従来実施していた「基本健康診査」が平成19年度で廃止となりました。

平成20年4月からは「特定健診および特定保健指導」という健診制度が新たに始まります。特定健診は、年齢や加入している健康(医療)保険により健診の受診方法が異なりますので、確認のうえ受診してください。

■特定健診の受診対象者は次の表のとおりです

対象年齢	加入の健康保険の種類	健診の受け方
40歳以上 74歳まで	国民健康保険	五條市が行う健診を受けてください
	被用者保険の本人	会社等が行う健診を受けてください
	被用者保険の被扶養者	健診方法は、会社等に問い合わせてください
75歳以上	後期高齢者医療保険	五條市が行う健診を受けてください

*五條市の受診対象者(40歳以上74歳までの国民健康保険に加入している人、および75歳以上の後期高齢者医療保険に加入している人)には、市役所保険課より受診券が送付されます

■五條市が行う健診の方法は2通りあります。次のいずれかの方法で受診してください。

- ①健診日時および場所を決めて行う集団健診(大塔町と西吉野町で実施)
- ②医療機関で行う個別健診(実施医療機関で受診できます)

■健診の内容が変わります。

検査の内容が、メタボリックシンドローム予防のための健診となります。(同時に行っていた大腸がんの検診は行いません。)

■健診の開始時期 6月ごろより開始予定(広報および保険課からの案内を参照してください)

■がん検診等の検診について

がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診)・結核検診等については、加入している健康保険に関係なく受診できます。

各検診の詳細については、健康づくりカレンダーおよび広報等を参照してください。

■問合せ先 保険課給付係 ☎(内線267、367)

保健福祉センター成人保健係 ☎(内線290)

カルム五條では、赤ちゃんからお年寄りまですべての市民の皆さんの健康相談を受けつけています。
お気軽にご利用ください。

カルム五條(保健福祉センター)
☎22・4001 内線289,290
FAX22・6585

物忘れ外来・骨粗しょう症外来のご紹介

○もの忘れが気になりませんか？

もの忘れにはさまざまな症状がありますが、一般に認知症の初期症状とされています。しかし、実際にはその原因として多くの疾患があります。たとえば、アルツハイマー病・脳血管障害・うつ病・甲状腺の病気・特殊な肺がん・ビタミン欠乏症・慢性硬膜下血腫・水頭症などがあります。これらの病気の中で、物忘れ症状を改善したり、進行を遅らせたりすることのできる疾患があります。しかし、それがどのタイプのもの忘れなのかを判定するためには検査が必要です。当院では、その検査および治療を一緒に行います。

次の自己診断チェック項目で、気になる場合は気軽にご相談ください。

■物忘れ外来

- ▽診察日 毎週木曜日 午後2時から<ご予約ください>
- ▽担当 脳神経外科部長 田中 祥弘

- ①もの忘れを周りの人から言われる
- ②簡単な計算の間違いが多くなった
- ③大きなお金(1万円札)で支払いをする
- ④時間や場所の感覚が不確かになった
- ⑤慣れているところで道に迷った
- ⑥必要な物や事を忘れてしまう
- ⑦同じ物を買ってしまう
- ⑧ものの名前が出てこなくなった
- ⑨食べたことや食べたものを忘れる
- ⑩最近の出来事が思い出せない
- ⑪人と会う約束や日時を忘れる
- ⑫鍋をこがした、ガスの火を消し忘れた
- ⑬アンケートや質問用紙の記入にとまどうことがある
- ⑭医者からもらった薬が余る
- ⑮テレビドラマの内容が理解できない、説明できない
- ⑯身だしなみ・服装が気にならなくなった
- ⑰家事・日課・趣味をあまりしなくなった、興味・関心がなくなった
- ⑱ささいなことで怒りっぽくなった
- ⑲以前より疑い深くなった



※チェックリストは「認知症を知るホームページ (<http://www.e-65.net/index.html>) 認知症の危険信号」を奈良県立医科大学精神科森川将行先生が改変したものです。

○骨粗しょう症ってご存知ですか？

日本での骨粗しょう症の人は1100万人いると言われています。しかし、そのうち約20%の人しか治療を受けていないことが大きな問題とされています。平成16年の統計では、骨粗しょう症による大腿骨頸部骨折が寝たきりとなる原因の第3位にあげられており、生命予後も大きく悪化させると報告されています。骨粗しょう症の症状は身長が縮む、背中、腰が曲がる、痛むなどがありますが、これらは骨強度が低下したために背骨が脆弱性骨折を起こしているのが原因です。当院には骨粗しょう症による骨折で手術などの入院治療を受けている方が大勢おられます。未然に骨折や寝たきりを防ぐ予防医学の見地からも、皆様に貢献できれば幸いと考えています。骨粗しょう症の検査はレントゲン検査、骨塩定量などがありますが、いずれも簡単な検査です。お気軽にご相談ください。

■骨粗しょう症外来

- ▽診察日 毎週月曜日 午後1時から<ご予約ください>
- ▽担当 整形外科部長 秋山 晃一

▶五條病院では、脳卒中・てんかん外来(脳神経外科)、肛門疾患外来・禁煙外来(外科)、肝臓病外来・循環器外来・胃腸外来・内分泌糖尿病外来・栄養外来(内科)、発達予防接種外来・慢性疾患外来(小児科)、股肘足関節外来(整形外科)、形成外科・学童外来(皮膚科)、尿路結石腎不全外来・尿失禁外来(泌尿器科)など15の専門外来も開設しています。詳しくは当院にお尋ねいただくか、または、当院ホームページ (<http://www.gojo-h.jp/>) をご覧ください。

■問合先 奈良県立五條病院 ☎22・1112

募集

**第26回五條市民球技大会
参加者募集**

■総合同会式

▽日時 5月11日(日)
午前8時30分から
▽場所 上野公園多目的グラウンド

■実施種目

《バレーボール》
▽種別 ①ジュニアの部(市内の小学校に在籍する人)、②中学生の部(市内の中学校に在籍する人)、③一般の部(市内に在籍する人)
《ソフトテニス》
▽種別 ①一般の部、②中学生の部、③OGの部、④B級の部

▽参加資格 市内に在住または市内の事業所に勤務する人
学生は11歳以上、OG・Bの部は初心者に限る。また、選手は2種目出場は不可
《卓球》
▽種別 ①シングルの部、②ダブルスの部

▽参加資格 中学生以上で市内に在住または市内の事業所に勤務する人
《ソフトボール》
▽種別 ①男子の部、②女子の部

▽参加資格 市内に在住する人
ただし軟式野球連盟登録者は出場不可
《サッカー》
▽チーム編成 市内に在住または市内の事業所に勤務する人および市内の学校に在籍する人で編成されたチーム

《バスケットボール》
▽チーム編成 ①小学校の部、②中学校の部、③高校の部、④一般の部
エントリーメンバーは15人以上、監督1人、コーチ1人、マネージャー1人、計18人以上とする。
▽参加資格 市内に在住または市内の事業所・学校に勤務・在籍する人
《テニス》
▽種別 ①男子ダブルス、②女子ダブルス、③混合ダブルス
▽参加資格 市内に在住または市内の事業所・学校に勤務・在籍する人
《ゲートボール》
▽参加資格 市内に在住または市内の事業所に勤務する人
《ペタンク》
▽開催日 5月28日(水)に実施予定
▽参加資格 市内に在住または市内の事業所に勤務する人
《ソフトゴルフ》
▽開催日 6月8日(日)
▽参加資格 市内に在住または市内の事業所に勤務する人
《軟式野球》
▽開催日 8月24日(日)から実施予定
▽参加資格 市内に在住または市内の事業所に勤務する人
▽申込方法 参加希望者は4月22日(火)までに申し込んでください。
■申込・問合せ先
生涯学習課スポーツ振興室
☎(内線8020, 8222)

体力づくりサイクリング

中央公民館では、五條市自転車安全協会主催による、体力づく

くりサイクリングを実施します。若葉が薫る春風の中で親子や友達同士でサイクリングを楽しんでみませんか。
■日時 4月29日(火・祝)午前9時中央公民館前出発(小雨決行・荒天中止)
■場所 関西サイクルスポーツセンター(河内長野市)
■対象者 市内に在住する小学生以上の人(ただし4年生以下は保護者同伴)
■定員 20人(定員になり次第締め切ります)
■参加費 小・中学生は無料、大人は11,000円(1日保険料込み)
※ただしバスポート購入を希望する場合は別に1,800円が必要です。
■持ち物 弁当・水筒・タオルなど(園内にはレストラン等もあります)。
■申込方法 4月25日(金)までに参加費を添えて申し込んでください。
■申込・問合せ先
中央公民館
☎24・2001

みんなで、歩きませんか!

こいのぼりをみながらみんなで楽しく、ウォーキングしましょう
■日時 5月10日(土) 午前10時~11時30分
■集合場所 五條中央公園(ハートピアさくら横)
※雨天場合はカルフム五條で開催
■内容 五條中央公園から吉野川河川敷を3~4km歩きます
■指導者 五條市運動普及推進員
■持ち物 運動のできる服装、

タオル、水分補給のできるもの(雨天の場合の上履き)
■申込方法 5月7日(水)までに必ず申し込んでください。
■申込・問合せ先
保健福祉センター成人保健係
☎(内線290)

五條生活学校生を募集します

生活学校では、「自然にやさしい暮らし方」をテーマとして学習しています。
食生活、ゴミ問題、水問題など、数々の生活課題解決を通して住みよい社会作り貢献し、心と身体と地球の喜ぶ暮らし方を求める学習です。19年度は、水と食生活について学習しました。
市内の女性で環境問題に関心を持っている皆さん、生活学校で学んでみませんか。
■対象者 市内に在住する女性
■年会費 1,000円
■募集期間 4月15日(火)~4月25日(金)
■申込・問合せ先
生涯学習課
☎(内線820)

6月24日(火)12日間
▽場所 奈良しごとセンター、高田しごとセンター
■申込受付日 5月20日(火)、5月21日(水)
■その他 詳細については問い合わせてください
■問合せ先
奈良しごとセンター
奈良市西木辻町93-6
☎07442-253-5730
高田しごとセンター
大和高田市西町1-60
☎07445-24-2010

講座

**キャリアセンター
パソコン講習**

■ワードコース
▽受講期間 6月26日(木)~7月7日(月)8日間
▽場所 高田しごとセンター
■エクセル3級コース
▽受講期間 6月9日(月)~

**若者対象
就職に役立つセミナー**

■日時 5月8日(木)、5月22日(木)、5月29日(木)
■場所 ならじョブカフェ
■その他 詳細については問い合わせてください
■申込・問合せ先
ならじョブカフェ(ヤングコーナー)
奈良市西木辻町93-6
☎07442-253-5730
FAX 0742-253-5757
http://www.nara-jobcafe.jp/

**ならじョブカフェ
パソコン講習**

■日時 5月22日(木)~6月5日(木)11日間
■場所 奈良しごとセンター
■その他 詳細については問い合わせてください
■申込・問合せ先
奈良県経営者協会
〒630-0821-3 奈良市登大路町36-12
☎07442-26-2008

催し

**平成20年度
大和川合同水防演習**
きづいていこう
いこいへの都・奈良の
地域の防災力
安全と安心

国土交通省近畿地方整備局、奈良県、県下39市町村主催で、企業・団体等も参加する合同水防演習を行います。「豪雨により大和川が氾濫し、各地で被害発生」という想定の下で、参加者が連携・協力して水防・避難・救助訓練などに取り組みます。国・県・市町村の災害対策や消防団(水防団)のきびきびした活動が見られるほか、皆さんが体験できる訓練や防災に関する展示・体験コーナーも予定しています。

■日時 5月11日(日)午前9時～正午(小雨決行)

■場所 生駒郡斑鳩町目安地区
↳北葛城郡河合町穴闇地区間
の大和川・富雄川合流地点最寄り駅：JR法隆寺駅

■問合せ
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所調査課
☎072-971-1381
奈良県土木部河川課水防情報係
☎0742-267-7504
五條市役所庶務課交通防災係
(☎内線206)

試験

**自衛隊各種採用試験
(一般幹部候補生)**

■試験日時
【一次】5月17日(土)
【二次】6月17日(火)～20日(金)

■募集種目 自衛隊「一般幹部候補生」

■受験資格 20歳以上26歳未満で大学卒業(見込含む)者

■受付期間 5月12日(月)まで

■その他 入隊後3年で3尉に任官、大学院修士学位取得者は2尉

■問合せ
自衛隊五條地域事務所
☎22-3789

**平成20年度
危険物取扱者および
消防設備士試験**

■危険物取扱者試験

《第2回》
▽日時 8月24日(日)
▽種類 全種類
▽願書受付期間 7月7日(月)～7月14日(月)

《第3回》
▽日時 11月23日(日)
▽種類 全種類
▽願書受付期間 10月6日(月)～10月14日(火)

■消防設備士試験

《第1回》
▽日時 6月22日(日)
▽種類 甲種1～5類・乙種全類
▽願書受付期間 5月7日(水)～5月14日(水)

**〈大塔地区〉
し尿くみ取りのお知らせ**

5月のくみ取りについては、次の日程で実施する予定です。希望する場合は業者へ直接依頼してください。

5月9日(金)・22日(木)
※当日の受付はできません。

■申込・問合せ先 **ダイワクリーンサービス**
☎0745・52・3372

《第2回》
▽日時 8月24日(日)
▽種類 甲種特類
▽願書受付期間 7月7日(月)～7月14日(月)

《第3回》
▽日時 9月23日(火・祝)
▽種類 甲種1～5類・乙種全類
▽願書受付期間 8月6日(水)～8月13日(水)

《第4回》
▽日時 平成21年1月18日(日)
▽種類 甲種1～5類・乙種全類
▽願書受付期間 11月26日(水)～12月3日(水)

■その他 受験案内・受験願書等は、受験願書受付日の約1か月前から消防本部、県消防救急課、消防試験研究センター・奈良県支部で配布します。

■問合せ
(財)消防試験研究センター奈良県支部
〒630-8301 奈良市

市立五條文化博物館 平成20年度春季特別展

**松倉重政入城400年記念
新町誕生**

一町の歴史がここからはじまる

4月19日(土) 開幕

《記念講演会》

▽日時 5月18日(日)午後2時～3時30分
▽場所 市立五條文化博物館1階研修室
▽定員 80人(事前に申し込みが必要です)
▽テーマ 「松倉重政と二見城」
▽講師 千田嘉博先生(奈良大学准教授)

《展示解説》

担当学芸員が展示をご案内します

▽日時 4月20日(日)、4月29日(火・祝)、
5月3日(土・祝)、5月4日(日・祝)、
5月5日(月・祝)、5月6日(火・振)、
5月25日(日)、6月1日(日)
いずれも午後2時～2時30分

▽場所 特別展会場

■問合せ 市立五條文化博物館 ☎24・2011

高畑町菩提 1-1-6 なら
土連会館3階
☎0742-27-5119
(ただし平日午前9時～午後
5時)

おしらせ

無料法律相談

「憲法週間」にちなんで、奈良
弁護士会と法テラス奈良の共催
による無料法律相談が、次のと
おり実施されます。

■日時 5月15日(木)
午後1時～4時

※相談時間は、30分間です。

■場所 中央公民館

■相談料 無料

■申込方法 4月24日(木)から
5月9日(金)の間(午前9時
～午後5時、土・日・祝日を
除く)に電話で予約を行って
ください。ただし、定員にな
り次第締め切ります。

■申込・問合せ先

法テラス奈良(日本司法支援
センター奈良地方事務所)
☎050-33883-5450

事業主の皆さんへ
労働保険年度更新の
時期について

平成20年度の労働保険(労災
保険・雇用保険)の年度更新手
続きは、4月1日から5月20日
までの期間です。

労働保険(労災保険・雇用保
険)に加入している事業主は、
この期間内に平成19年度概算保
険料の確定算出を行うとともに、
平成19年度から「石綿」による健
康被害の救済に関する法律」に
より、有期事業を除くすべての
労災適用事業場の事業主に、一
律1000分の0.05の「一
般拠出金」をご負担いただきま
したが、平成19年度確定保険料
から、すべての事業者と同率に
て、ご負担いただくことになっ
ていますので、「一般拠出金の申
告・納付および平成20年度の
概算保険料の申告・納付の手続
きをお願いします。」
また、平成21年度から、年度
更新の実施時期が6月1日から
7月10日に変更になりますので、
ご注意ください。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度 以降
年度更新時期	平成20年4月1日 ～平成20年5月20日	平成21年6月1日 ～平成21年7月10日	該当年度の6月1日 ～該当年度の7月10日

問合せ先

奈良労働局総務部労働保険徴
収室
〒630-18570 奈良市
法蓮町387番地 奈良第三
地方合同庁舎
☎0742-32-0203
各所轄労働基準監督署・ハ
ローワーク(公共職業安定所)

市民の
善意

ありがとうございました。

(順不同・敬称略)

《善意銀行》

中田(丹原町)
吉岡学(中町)

てんいち先生



■この記事に関する問合せ先
人権施策課 ☎(内線286)

市役所電話番号

- ☎ 五條市役所(本庁) ☎22-4001(代)
- ☎ 西吉野支所 ☎33-0301(代)
- ☎ 大塔支所 ☎36-0311(代)

「広報五條」の配布方法について

「広報五條」は原則新聞折り込み(ただし全国紙等)で配布します。新聞を購読していない、または新聞広告等が折り込まれていない世帯については、個別発送希望の申請を行ってください。インターネットの五條市ホームページ(<http://www.city.gojo.lg.jp/>)にも「広報五條」を掲載しています。

■申込・問合せ先

庶務課文書広報係 ☎(内線208)

自由市場かげろう座2008

江戸時代から残る新町通りの活性化とその街なみを多くの人たちに知っていただくため、自由市場「かげろう座2008」を開催します。

出演者・出展者・スタッフ募集中!

(飲食ブースは除きます)

大イベントを繰り広げる街なみで、あなたも自慢のパフォーマンスを披露してみませんか?



■日時 5月25日(日)
午前10時～午後4時
(雨天決行)

■場所 新町通り・えびす通り・
商励会通りの町屋の軒
先や空き家を予定

■内容 手作りの商品の
展示・販売

■申込・問合せ先
かげろう座2008事務局
☎22-2720

市民ごよみ

4月11日(金)

人権を確かめあう日

4月19日(土)・20日(日)

第31回公民館祭

場所◎中央公民館 ほか

時間◎9時～16時

5月 7日(水)

各種年金相談

場所◎商工会館

時間◎9時30分～16時

毎週金曜日

消費生活相談

場所◎市役所第2分庁舎2階

時間◎10時～15時

施設紹介

市立中央体育館



市立中央体育館は、スポーツはもちろん、多彩な催し物に対応できる施設です。

■施設内容

▽体育館 (900㎡)

▽舞台 (96㎡)

▽更衣室 等

※使用料等詳細については問い合わせてください。

■使用時間

午前9時～午後10時

(12月29日～1月3日は除く)

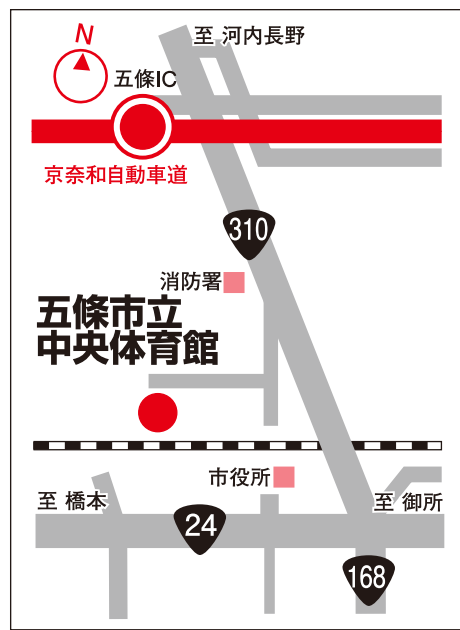
■所在地

五條市本町3丁目1-13

■問合先

五條市教育委員会スポーツ振興室

TEL22・4001 (内線812、822)



表紙写真

西吉野ふれあい文化祭

五條 4月号



市の動き (2月29日現在) ()内の数字は先月比



人口37,188人
(-36)



男17,785人
(-13)



女19,403人
(-23)



世帯数13,800世帯
(-12)

平成20年4月発行 第711号 ●発行 五條市 ●編集 市長公室庶務課
〒637-8501 五條市本町1丁目1番1号 ☎22-4001

<http://www.city.gojo.lg.jp>

